

## 亶理町中学校部活動地域移行実証事業実施要領

### 1 事業目的

中学校部活動（以下「部活動」という）の地域移行に伴い、中学生が将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、地域クラブ活動の本格実施の前に、課題把握や問題整理のために実証事業を実施する。

### 2 主催

亶理町教育委員会

### 3 実施期間

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 指導者派遣       | 令和6年10月から令和7年9月 |
| (2) 保護者見守り支援    | 令和6年10月から令和7年9月 |
| (3) 地域クラブ活動団体支援 | 令和6年10月から令和7年9月 |

### 4 事業内容

令和7年10月より早い段階で地域移行が可能な種目等において、課題把握や問題整理のために、亶理町教育委員会（以下「教育委員会」という）が主体となり、モデル的に指導者派遣等の事業を実施する。

なお、休日の活動に限定し、平日の部活動はこれまでと同様とする。

#### (1) 指導者派遣

##### ①派遣対象活動

教育委員会が、地域クラブ活動と認める活動

※原則、既存の部活動の種目とする。

##### ②派遣回数等

休日の活動として、土・日曜日のいずれか1日の派遣とする。原則として、部活動のハイシーズンは除く。

##### ③指導者

次の各号に該当する者の中から指導者を募集し、教育長が指導者として登録を認めた者について、派遣を行う。

※指導にあたっては、宮城県又は教育委員会が主催する指導者研修の受講を要件とする。

ア 亶理町スポーツ少年団、亶理町スポーツ協会、亶理町芸術文化協会に所属している者

イ 教員（兼職兼業の許可を得た者）、または、教員免許を有する者

ウ 指導者として活動する意思・意欲のある者

#### ④支援内容

教育委員会は、指導者の謝金等として、以下の経費を支払うものとする。

##### ア 指導料（謝金）

1回の活動（指導）1名当たり時給1,600円（最大3時間）

※同一団体への派遣は2名を上限とする。

※活動回数は、休日の活動として、土・日曜日のいずれか1日の活動とする。原則として、学校部活動のハイシーズンは除く。

##### イ 保険

指導者及び活動に参加する中学生及び保護者は、スポーツ安全保険（障害・賠償責任）に加入する。掛け金は、町が負担する。

##### ウ 消耗品

月2,000円を上限とする実費相当分

#### ⑤事務手続き

指導者派遣を希望する場合は、次の順番で手続きを行うこと。

ア 教育委員会に以下の書類を提出し、地域クラブ活動の認定を受けるとともに、指導者派遣の申請を行うこと。

- ・団体の規約又はそれに相当するもの
- ・互理町中学生地域クラブ活動要件確認書
- ・指導者派遣申込書

イ 地域クラブ活動の認定及び指導者派遣の決定通知を受けた後に、助成金交付申請書を作成し、教育委員会に提出すること。

### (2) 保護者の見守り活動支援

#### ①対象活動集う

中学生の自主的な練習を主体とした保護者の見守りによる活動

※原則、既存の学校部活動の種目とする。

#### ②支援内容

教育委員会は、謝金等として、以下の経費を支払うものとする。

##### ア 見守り料（謝金）

1回の活動（見守り）1名当たり時給500円（最大3時間）×2名を上限とする。

※活動回数は、休日の活動として、土・日曜日のいずれか1日の活動とする。原則として、学校部活動のハイシーズンは除く。

##### イ 保険

保護者見守り活動に参加する中学生及び保護者は、スポーツ安全保険（障害・賠償責任）に加入する。掛け金は、町が負担する。

ウ 消耗品

月 2,000 円を上限とする実費相当分

③事務手続き

上記に①該当し、実証事業に取り組む場合は、助成金交付申請書を作成し、教育委員会に提出すること。

(3) 地域クラブ活動団体支援

①対象団体

教育委員会から地域クラブ活動と認められた活動団体

※原則、既存の部活動の種目とする。

※指導者は、宮城県又は教育委員会が主催する指導者研修の受講を要件とする。

②支援内容

教育委員会は、団体への助成金として、以下の経費を支払うものとする。

ア 指導料

1 回の活動（指導）1 名当たり時給 1,600 円（最大 3 時間）× 2 名を上限とする。

※活動回数は、休日の活動として、土・日曜日のいずれか 1 日の活動とする。原則として、部活動のハイシーズンは除く。

イ 保険

地域クラブ活動に参加する中学生は 800 円、指導者（64 歳以下）は 1,850 円、指導者（65 歳以上）は 1,200 円を上限とする。

ウ 消耗品

実費相当分の月 2,000 円を上限とする。

③事務手続き

上記①に該当し、実証事業に取り組む団体は、亘理町中学生地域クラブ活動団体登録申込書、亘理町中学生地域クラブ活動要件確認書、助成金交付申請書を提出し、手続きを行うこと。